

## 証券投資信託の繰上償還のお知らせ

このたび、弊社では、下記の追加型証券投資信託につきまして、下記の通り繰上償還（信託を終了）を予定しておりますので、お知らせいたします。

① 対象となる証券投資信託の名称

ニッセイ／パトナム・ユーロインカムオープン

② 繰上償還の理由

ファンドは2002年7月26日の設定以来、中長期的に安定した収益の確保および投資信託財産の成長を目標とする基本方針に基づき、運用を行ってまいりました。今般、運用の再委託先であるフランクリン・テンプルトン社より運用資産（マザーファンドの残高）の減少傾向が継続しており（2025年12月末時点の残高は約8.8億円、直近5年間で約33%減少）、今後さらに残高が減少した場合には、運用の基本方針に沿った運用や十分な分散投資が困難となるおそれがある旨の申し出がございました。このような状況を踏まえ、受益者の皆様からお預かりしている運用資産をお返しすることが最善であると判断し、信託期間中ではありますが、信託終了（繰上償還）を行うことにつき提案させていただきます。

③ 繰上償還予定日

2026年11月16日

④ 諸手続き

予定しております繰上償還に対し異議のある受益者は、2026年2月17日から2026年4月3日までに、当ファンドの委託会社である弊社に対し、書面によりその旨をお申し出ください。

上記期間中に異議申立てされた受益者の受益権の合計口数が、2026年2月17日現在の当ファンドの受益権総口数の2分の1を超えないときは、2026年11月16日をもって繰上償還いたします。

繰上償還が行われる場合、異議申立てされた受益者は、自己に帰属する受益権を当該受益権が有すべき公正な価額（受託会社で必要書類を受領した日の翌営業日に算出される基準価額とします。）で、受託会社に対し、2026年4月11日から2026年4月30日までの間に、当該受益権にかかる信託財産をもって買取るべき旨を請求することができます。

以上

2026年2月17日

東京都千代田区丸の内一丁目六番六号  
ニッセイアセットマネジメント株式会社